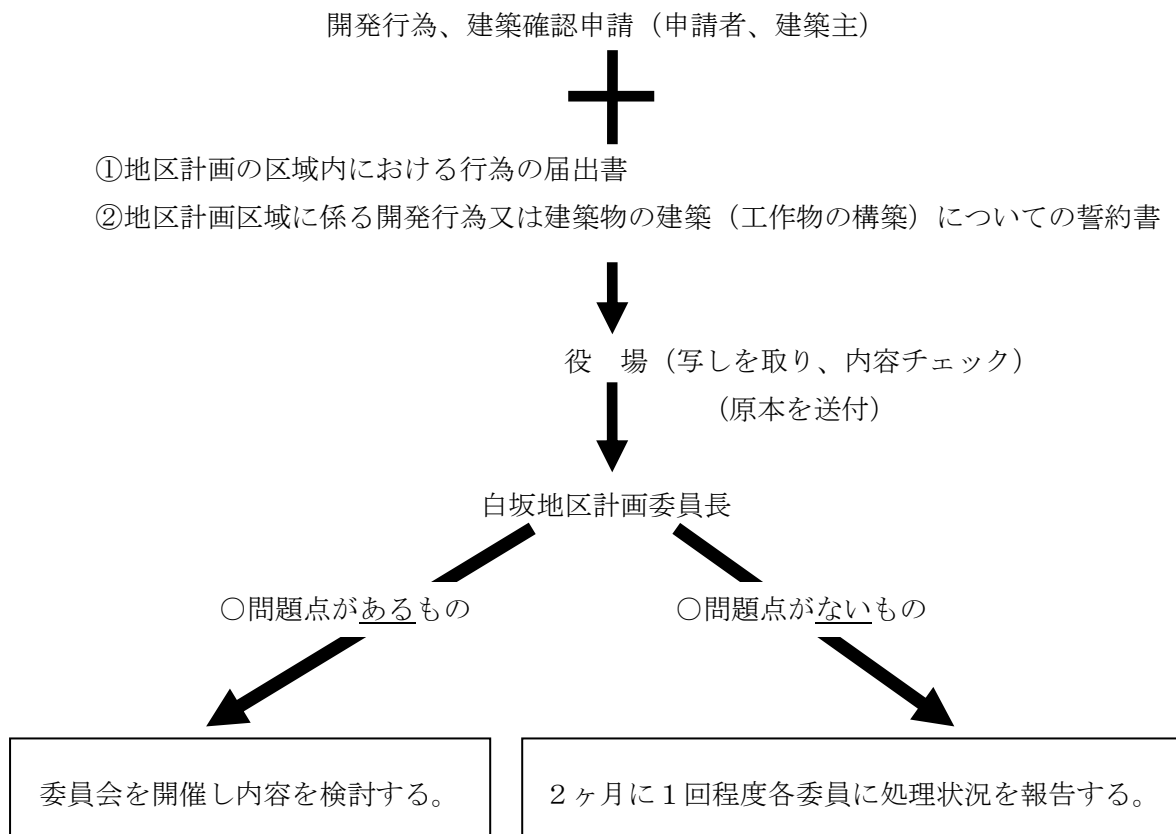


地区計画の区域内における行為（開発行為又は建築物の建築工作物の構築）
のフローチャート



処理

1. 開発行為、建築確認当の申請の際①②の書類の提出をしてもらい、内容をチェックし、地区計画委員長に原本を送付する。役場は写しを取りファイルし、整備する。
2. 問題点がないものについては、2ヶ月に1回程度各委員に処理状況を報告する。
3. 問題点があるものについては、委員会を開催し、内容を検討する。